原判決主文第一項を取り消す。 被控訴人の前項において取り消した部分の請求および予備的請求を棄却

する。

控訴人と被控訴人間に生じた訴訟費用および参加によつて生じた訴訟費 用は、第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。 実

控訴代理人は「原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。控訴人と被控訴人間に生じた訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とす との判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人 の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上および法律上の陳述は、左記のほかは原判決の事実摘示と同 - であるから、これを引用する。

被控訴代理人は後記控訴人の主張に対し次のとおり述べた。

控訴人主張一のうちその主張の商慣習の存在および本件倉荷証券の発行が増 本製茶株式会社の詐欺行為に基因するものであることはいずれも否認する。

- 同二の主張事実中本件倉荷証券に控訴人主張のとおりの倉庫証券約款が記載 されていることは認めるが、その余の事実はすべて争う。被控訴人は、本件(甲) 証券を控訴人主張の届出更生債権とは別個の補助参加人増本製茶株式会社に対する 手形金債権の譲渡担保として取得し、本件(乙)証券を訴外富士殖産株式会社から買い受けたものである。また、右約款にいわゆる「損害額」が受寄物の価額を指すことは明らかであつて、被控訴人は倉荷証券の所持人として証券に表示された物件の引渡しを受け得ないこと自体によつて被つた寄託物の価額相当の損害の賠償を求 めているのである。
 - 後記控訴人主張の倉敷料合計額が四万五〇三四円であることは知らない。 控訴代理人は次のとおり述べた。
 - 控訴人の免責さるべき事由を次のとおり追加主張する。
- (一) 本件倉庫寄託の目的物である茶箱は、蓋と本体との間をかすがいで打ちつけ茶箱専用の封印紙で密封されでいたのであるから、倉庫業者が内容検査のため開封すると原形に復元することはまつたく不可能であり、しかも、緑茶は茶箱の蓋を開放することによつて湿気、香りなどの点て変質を免れないばかりでなく、緑茶を開放することによって湿気、香りなどの点て変質を免れないばかりでなく、緑茶を開放することによって湿気、香りなどの点で変質を免れないばかりでなく、緑茶 業界ては、産地直送の茶箱を開封した痕跡があると品等の異つた茶を混合したもの との疑を生じ、茶箱の表示どおりの品質として取引することが困難になり商品価値 を低下させるから、茶箱は本件倉荷証券に記載された倉庫証券約款第三条にいわゆる内容を検査することが不適当な受寄物に該当し、控訴人は右約款によつて品物違 いについての責任を負わないものである。
- (二) 我国の倉庫業界においては、倉庫証券の発券にあたつて、外見上証券記載の品目が容易に認識される物品を除き、その他の物品については特に検査をしな い商慣習が存在する。被控訴人は、従来被控訴人自身の名において控訴人に茶箱を 寄託したときに一度も検査を要求したことはないから、本件においても右商慣習に 従う意思を有していたものであり、したがつて、被控訴人は茶箱を検査しなかつたことによる損害の賠償を請求することはできない。_____
- (三) 本件は、増本製茶株式会社において、金融を得る目的のため、かねて控訴人に大量の茶箱を継続反覆して寄託し、かつ倉荷証券の発行を受けていたのを奇 貨とし、外装と重量だけをこれまでの茶箱と同様新品の茶がつめてあるようにみせ かけて中味に無価値な茶や紙袋等を入れた茶箱を寄託したもので、当初から仕組ま れた詐欺行為であり、このような場合にまで倉庫業者が証券の文言責任を負ういわ れはなく、控訴人は免責されるべきである。
- 被控訴人の本訴請求は次の点においても理由がない、すなわち、本件倉荷証 券記載の倉庫証券約款第五条には「受寄物の損害に対する会社の損害賠償金額は、 火災保険金額又は寄託申込価格を限度とし、損害の発生又は発見時の価格により損害の程度に応じてこれを算定する。」とあり、右は控訴人が負担すべき賠償額は、証券所持人の被つた実損害であることを定めたものである。
- 被控訴人は金融業者であつて、本件倉荷証券に表示された寄託物を債権 の担保として取得したものであるから、右被担保債権を基準として損害額を算定す べきところ、すでに右被担保債権は全部消滅しているから被控訴人の実損害は皆無 である。すなわち、被控訴人は更生会社となつた増本製茶株式会社に対してなんら 更生債権または更生担保権の届出をしていないし、仮に被控訴人が代表取締役であ

る訴外品田商事株式会社の届け出た更生債権中に被控訴人個人の債権が包含されているとしても、右届出更生債権はすべて昭和三三年六月一日以降に発生した手形金債権およびこれに対する遅延損害金債権であつて、被控訴人が本件倉荷証券を取得した昭和三二年一〇月二六日当時に存在した被担保債権がすでに全部消滅していることは明らかである。

(二) 仮に右主張が認められないとしても、被控訴人が増本製茶株式会社に届け出た更生債権は総額三七四万九七〇円で、これに対する認可された更生計画に基づく処理は、株式充当額三七万四〇〇〇円、弁済計画額一八七万五二八円、免除額一四九万六三八八円であるから、被控訴人の被つた実損害は右免除額を超えるものではない。

三 仮に控訴人において損害賠償の責任を免れないとすれば、本件倉荷証券の目的である茶箱の倉敷料は、証券所持人である被控訴人において負担すべきところ、被控訴人の申出によつて内容を検査した昭和三三年五月末日までの倉敷料は合計四万五〇三四円であるから、控訴人は被控訴人に対し、昭和四一年一二月六日の当審第九回口頭弁論期日において、右倉敷料債権をもつて被控訴人主張の損害賠償債権と対当額につき相殺の意思表示をする。

証拠として、被控訴代理人は、原審における検証の結果、当審での証人名越渡来欧の証言および被控訴人本人尋問の結果を援用し、乙第五号証の原本の存在およびその成立を認める、その余の乙号各証の成立は不知と述べた。

控訴代理人は、新たに乙第五号証、同第六号証の一ないし五を提出し、当審での証人Aの証言および被控訴人代表者B尋問の結果を援用した。

里 住

(主たる請求について)

- 一 控訴人が倉庫営業者であること、控訴人が補助参加人増本製茶株式会社から物品の寄託を受け、その請求により原判決添付目録記載(甲)(乙)の倉荷証券二通をその記載の作成年月日にそれぞれ発行したこと、被控訴人が(甲)の倉荷証券を昭和三二年一〇月二六日増本製茶株式会社から裏書を受けて取得し、(乙)の倉荷証券については、増本製茶株式会社から訴外品田商事株式会社へ、同会社から訴外富士殖産株式会社へ、昭和三二年四月一四日、同会社から被控訴人へ順次裏書されて被控訴人が取得し、被控訴人は現に右各証券を所持していることはいずれも当事者間に争いがない。

倉荷証券は既存の具体的な倉庫寄託契約に基づく寄託物返還請求権を表彰するものであつて、倉荷証券の発行によつて原因関係上の権利とは別個の証券上の権利が新たに発生するわけではないけれども、商法第六二七条、第六〇二条によれば倉荷証券を作つた場合には寄託に関する事項は倉庫営業者と所持人との間においては、その証券の定めるところに依るのであるから、倉庫営業者は、証券記載の寄託品とが相違している場合でも他に特段の事由のない限り、設定の所持人に対しては右品物違いの事実を対抗することができず、証券記載どおの寄託品を引き渡す義務を負わなければならないものである。しかして、右認券に表示されたとおりの寄託品を返還する義務を負うべきところ、右義務の履行は不能になつたといわざるを得ない。

三 控訴人は、本件(甲)(乙)の倉荷証券には、内容検査不適当の受寄物については種類、品質および数量を記載しても責任を負わない旨の約款があり、本件受寄物である茶箱は右の内容検査適不当物に該当するから品物の相違による損害賠償

の責任を負わないと主張するので判断する。 成立に争いのない甲第一、第二号証によると、本件(甲)(乙)の倉荷証券の裏面には、いずれも倉庫証券約款として第三条に「受寄物の内容を検査することが不 適当なものについてはその種類、品質および数量を記載しても、当会社はその責に 任じない。」との定めが記載されていることが認められる。

〈要旨第一〉商法第六二七条、第五九九条は倉荷証券に記載すべき事項を法定して いるが、右法定以外の事項を記載し〈/要旨第一〉た場合であつても、前述のように倉 荷証券は寄託者と倉庫営業者間になされた寄託契約を基礎とする要因証券であるか ら、右契約における具体的な特約が合理的なものであり、且つその記載が倉荷証券 の本質に反しないものであるかぎりこれを証券に表彰することを妨げないものと解 すべきである。そこて、本件倉荷証券に表彰された「内容検査不適当の受寄物につ いては種類、品質および数量を記載しても責任を負わない」旨の約款の効力につい て考えるに、倉庫営業者が受寄物について倉荷証券を作るには一応受寄物を点検し てこれに関し証券に真実の記載をしなければならないことはもちろんであるが、包 装された受寄物に在つては、荷造りの性質上その内容を容易に知り得ないものもあ り、また品物によつては一度荷造りを開披するときはその品質に影響を生じ若しく は価格を減少する虞のあるものもあるのであつて、迅速主義の要請される経営のも とで、しかも短時間に多数の寄託者から多種多様の貨物を受取り倉荷証券を作成す る倉庫営業者に対し右のような受寄物につきその責任においていちいち正確な検査 を要求することは実情に適せず且つ難きを強いるものといわねばならず、特に倉庫 営業者に対し受寄物を検査する義務を課した規定も存しないのであるから、右のよ うな免責の特約は合理的な根拠を有するものとして有効と解するを相当とする。しかしながら右約款にいう内容を検査することが不適当な受寄物であるかどうかは取 引の通念によつて決すべきものであつて、証券に表示された荷造の方法、受寄物の 種類により、その内容を検査することが容易でなく、又は荷造りを解いて内容を検 査することにより品質又は価格に影響を及ぼすことが一般取引の通念に照らして明 らかな場合にかぎり倉庫営業者は右証券に表彰された約款を援用して証券の所持人 に対する文言責任を免れることができるものと解するのが相当である。このように解すれば右証券によつて取引せんとする者はその表示の受寄物が取引の通念に照ら し検査不相当なものであるかどうかを容易に知り得るし、商法第六一六条所定の検 査又は見本摘出の措置を採ることができるのであるから必ずしも同法六〇二条の法 意に反し取引の安全を阻害することにはならないものと解する。よつて進んで本件 寄託物である木箱入緑茶が右約款第三条にいわゆる検査不適当物にあたるか否かに ついて検討する。

前掲甲第三号証の一ないし六、原審証人E、同D、当審証人Aの各証言、原審に おける検証の結果、当審における控訴人代表者B尋問の結果を総合すると次の各事 実を認めることができる。

本件(甲)(乙)の倉荷証券には寄託物の荷造として「木函入」と記載 きれているが(この点は当事者間に争いがない)、右木函はいわゆる茶箱であつて その容器は木製で箱の蓋と本体の内側には湿気防止の錫箔が張りつめてあり、蓋と 本体との各面の境目には特殊なかすがい釘が一本ないし二本づつ打ちつけられ、 の上に製茶業者のみが用いる茶箱専用の緑色縞模様の封印紙を張りまわして密封さ れており、箱の側面にはそれぞれ「品名熊切園、正味――貫五百匁、本数―五個 口、静岡県稲葉村堀之内稲葉農業協同組合、増本製茶株式会社御店入」、「川根印 正味一二貫目一五個口、川根農業協同組合、増本御店入」、「入目正味一〇貫目、 製茶問屋「ヒ」産業株式会社、静岡市安西五丁目七番地、増本製茶御店入」と記載 された「入日記」と題する紙片または「<記載内容は末尾1-(1)添付>」と記 載された「<記載内容は末尾1-(2)添付>」と題する紙片が貼付され、まつた く表示のないものは一箱のみであり、いずれも増本製茶株式会社の使用人によつて

搬入されたもので、重量あるいは荷造の外装上異常なところはなかつたこと、 (二) また本件受寄物の種類は証券上いずれも緑茶と表示されているところ、 緑茶は湿気を極度にきらい、一度外気に触れると保管しているうちに香りを失つて 変質し易いばかりでなく、製茶業者が産地から直送した茶箱が、卸商または小売商 の手に入るまでの途中において開封され、または開封された痕跡があると、品等の 異なつた茶を混合したものとの疑を生じ、茶箱の表示どうりの品質として取引する ことが困難になり、商品価値が低下すること

以上の各事実が認められ、原審証人C、同F、当審証人名越渡来欧の各証言によ つて右認定を覆すに足りず、他に右認定を左右すべき証拠はない。

〈要旨第二〉右認定の事実によると、本件寄託の目的物である茶箱は、物理的には封印紙を破りかすがいを外せば容易に蓋</要旨第二〉を開放できるとして味の過気を避けるために特別の装置がしてあり、一度開披するとそれによつて中味のる茶箱は、類節であるだめに特別の装置がしては、茶箱をいたのみが用いると原語があるばかりでなく、茶箱をいたのみが用のものであって、倉庫業者としては、茶箱をいたが残って商品価値を表により明らかであったのであるため、開封のものであることが及るを検査により明らかであったのであるから、本件の茶はその荷造りなるを相当により明らかであるのが相当である。従うなを検査することが不適当なものといたもにより明らの通常により、よびであるのが相当である。がであるであるであるが不適当なものといると解するのが相当である。ができるを検査であるができるものといればならない。

そうすると、被控訴人の主たる請求はその余の争点について判断するまでもなく 失当として排斥を免れない。

(予備的請求について)

被控訴人は、控訴人は受寄物の内容を検査すべき注意義務を怠つた過失により品物違いの本件倉荷証券を発行したため、右証券表示どおりの物品の引渡しを受けられるものと誤信して右証券を取得した被控訴人に対し証券表示の物品の価格合計一、九一三、六二五円と実際に寄託された物品の価格三八、〇〇〇円との差額金一、八七五、六二五円相当の損害を被らせたものであるから、右不法行為に因る損害を賠償する義務があると主張するので判断する。

本件(甲)(乙)の倉荷証券に表示された受寄物と控訴人が現に寄託を受けた物品とが相違していたことは上記認定のとおりであり、当審における控訴人代表者B尋問の結果によると、控訴人は右倉荷証券の発行に際して受寄物である茶箱の内容を検査しなかつたことは認められるが、本件の全証拠によつても、本件倉荷証券の発行について、控訴人に不法行為の責を負うべき注意義務の懈怠があつたものと認めることはできない。

(二)控訴人は、右倉荷証券の発行に際して茶箱の蓋を開放して内容検査をしたことはなかつたが、本件の茶箱も従来の受寄物と同様の荷造のものであつたこと、の諸事実が認められるのであつて、右認定の事実によると、控訴人が本件倉荷証券の発行にあたり内容検査を行なわなかつたことをもつて善良なる管理者の注意義務を怠つた過失があるものということはできない。

そうすると、被控訴人の予備的請求もその余の争点について判断するまでもなく 失当として排斥を免れない。

(結論)

以上の次第で、被控訴人の右各請求はいずれも棄却すべきものであるから、原判決中右と判断を異にし、被控訴人の主たる請求の一部を認容した部分は失当で本件控訴は理由があるから、民事訴訟法第三八六条により原判決主文第一項を取り消し、右取り消した部分の被控訴人の請求及び予備的請求をいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき同法第九六条、第八九条、第九四条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 杉山孝 裁判官 田中恒朗 裁判官 島田礼介)